

射水市監査委員告示第 13 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年9月25日に実施した財政援助団体等監査（株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年9月30日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 中 川 一 夫

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

指定管理者監査

株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション〔市民活躍・文化課〕

2 監査の実施日

令和6年9月25日

3 監査の期間

令和6年9月11日～令和6年9月25日

4 監査の範囲（令和5年度）

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション
代 表 者	代表取締役社長 松村 吉章
所 在 地	射水市流通センター水戸田2丁目3番1号

7 指定管理施設の概要

施 設 名	射水市陶房「匠の里」
所 在 地	射水市流通センター水戸田2丁目3番1号
所 管 課	市民活躍・文化課
基本協定締結日	令和4年1月14日
指 定 期 間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
管理業務委託料	10,159,000 円（令和5年度）

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討された。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) 匠の里は、元々陶芸に特化した施設であるが、自社の特徴を活かし、花を使ったリース教室やマルシェ開催など非常にユニークな自主事業に取り組まれ、情報発信も図られている。今後、様々な手法により大幅な利用者の増加が期待できることから、ノウハウを存分に発揮されたい。
- (2) 指定管理施設の維持管理・運営については、概ね適正であるが、一層の経費削減に努められたい。また、施設の老朽化が進んでいることから、担当課と連携を密にし、適切な維持管理及び修繕等を進められたい。

(市民活躍・文化課)